

V、法人形態の選択検討

法人形態	設立根拠法	設立要件	ガバナンス	特徴	税法上の取扱	課題と留意点
社会福祉法人	社会福祉法	原則1億円以上が基本金として必要。 但し、所轄庁が認めたら減額可。	①評議員、理事、監事により構成され、それぞれ市の職員が1/3を超えることはできない ②任期 評議員 4年（6年延長可） 理事・監事 2年 ③市のOB活用し一定の条件下で可	運営全般に行政機関の強い監督下にある	①法人税法 原則非課税 但し、子どもプラン事業は、営利事業に該当する市からの委託事業の（請負業）ため、収益事業となり、課税となる ②消費税 原則非課税	事業活動支出の1か月分の「必要な運転資金」の確保要（年間事業費の1/12以上に相当する現金等を有していること）
一般財団法人 （非営利型） ※一般財団法人には法人税制上の取扱いの相違により営利型と非営利型がある。法人税法上有利な非営利型のみを検討対象とした。	一般社団及び一般財団法人に関する法律 法人税法	一般財団法人を設立したうえで法人税法上の次の要件を満たすことが必要。（法人税法2条第九の二号イ、同施行令3条1項） ①定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること ②解散したときの残余財産は地方公共団体や公益法人等（学校法人含）に帰属する旨の定めがあること ③理事のうち親族等が1/3以下であること	①評議員、理事、監事により構成。市職員やOBの制限はない ②任期 評議員 4年（6年延長可） 理事 2年 監事 4年	原則的には、監督官庁なし。子どもプラン事業については、市との委託契約条項による規制を受ける	①法人税 子どもプラン事業は、営利事業に該当する（請負業）ため、収益事業となり、課税となる 収益事業に該当しない寄付金収入等は非課税 ②消費税 子どもプラン事業に係る収入は非課税	事業運営の上では、市との委託契約条項以外の制約はない
公益財団法人	①一般社団及び一般財団法人に関する法律 ②公益社団及び公益財団法人の認定に関する法律	一般財団法人の設立（準則主義により設立は容易）をしたうえで、認定法による認定を受けて公益財団法人となる	①評議員、理事、監事により構成 それぞれ市の職員が1/3を超えることができない ②任期 一般財団法人と同じ ③市のOB活用 1/3基準の制約に入らない （県公益法人認定委員会事務局に確認12/9）	①認定を受けるためには、（イ）認定法に定める23種の事業のいずれかに該当し、かつ（ロ）不特定多数の者の利益の増進に寄与するものでなければならない ②認定は、都道府県に設置されている公益認定委員会が行う ③収支相償要件（収支均衡すること）が課される、このため法人内部に剰余金を留保することは不可 ④公益認定委員会に毎年財務報告を行い認定要件を満たしていることのチェックを受ける	①法人税等 原則非課税 ②消費税 子どもプラン事業に係る収入は非課税	そもそも公益財団法人は寄付金収入を主要財源とし、これを原資に公益活動を推進させるために制度設計されたもの 新法人が事業運営していくうえで、無用な制約がでてくる可能性がある。